

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 この規則は他の法令で定めるもののほか、市の契約に関する事務の取扱いについて定めるものとする。 第 2 章 一般競争入札 第 1 節 一般競争入札参加者の資格等 (入札参加の資格) 第 2 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。 (入札参加者の資格の公示) 第 3 条 <u>市長は、政令</u>第 167 条の 5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期<u>及び方法</u>等について掲示その他の方法により公示する。 (入札参加者の資格の審査及び結果の通知) 第 4 条 <u>市長は、前条</u>の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより定期又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。 2 <u>市長は、前項</u>の審査を終了したときは、資格を有する者の名簿を作成するとともに、資格を有する者と認めた者又は資格がないと認めた者に、それぞれ必要な通知をするものとする。 第 2 節 公告及び入札 (入札の公告) 第 5 条 <u>市長は、一般競争入札</u>に付そうとするときは、その入札期日の前日<u>(電子入札システム(入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。))を利用した一般競争入札(以下「電子入札」という。))による場合にあっては入札期間の末日)</u>から起算して、少なくとも <u>10 日前</u>に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を、<u>5 日</u>までに短縮することができる。 (入札について公告する事項) 第 6 条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。 (1) 入札に付する事項 (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) <u>契約条項</u>を示す場所 (4) 入札執行の場所及び日時 (5) 入札保証金に関する事項 <u>(6) 郵便による入札を認める場合にあっては、入札書の提出先及び受付締切期日</u> <u>(7) 電子入札による場合にあっては、その旨及び電子入札受付締切日時</u> <u>(8) 最低制限価格を設けたときはその旨</u> <u>(9) 入札の無効に関する事項</u> <u>(10) 落札者が契約を締結すべき期限</u> <u>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札について必要と認める事項</u> (入札保証金) 第 7 条 一般競争入札に参加しようとする者が納付すべき入札保証金の額は、その者の入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。	第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 この規則は他の法令で定めるもののほか、市の契約に関する事務の取扱いについて定めるものとする。 第 2 章 一般競争入札 第 1 節 一般競争入札参加者の資格等 (入札参加の資格) 第 2 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。 (入札参加者の資格の公示) 第 3 条 <u>政令</u>第 167 条の 5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期、<u>方法</u>等について掲示その他の方法により公示する。 (入札参加者の資格の審査及び結果の通知) 第 4 条 <u>前条</u>の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより定期又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。 2 <u>前項</u>の審査を終了したときは、資格を有する者の名簿を作成するとともに、資格を有する者と認めた者又は資格がないと認めた者に、それぞれ必要な通知をするものとする。 第 2 節 公告及び入札 (入札の公告) 第 5 条 <u>一般競争入札</u>に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも <u>5 日</u><u>前</u>に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期日を、<u>3 日前</u>までに短縮することができる。 (入札について公告する事項) 第 6 条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。 (1) 入札に付する事項 (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) <u>契約条項等</u>を示す場所 (4) 入札執行の場所及び日時 (5) 入札保証金に関する事項 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(6) 最低制限価格を設けたときはその旨</u> <u>(7) 入札の無効に関する事項</u> <u>(8) 落札者が契約を締結すべき期限</u> <u>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札について必要な事項</u> (入札保証金) 第 7 条 一般競争入札に参加しようとする者が納付すべき入札保証金の額は、その者の入札金額の 100 分の 5 以上の額<u>に相当するものでなければならない。ただし、市有財産売却システム(インターネットを利用して市の普通財産の売払いを行う事務の手続をいう。以下同じ。))による入札については、当該入札にかかる予定価格の 100 分の 10 以上の額に相当するものとする</u>ことができる。	【第 5 条関係】 公告時期について、国の入札公告の例どおりとするように見直す。また、電子入札に対応した規定とするように見直す。 予算決算及び会計令 (入札の公告) 第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。 【第 6 条】 電子入札に対応した規定とするように見直す。 【第 7 条関係】 2021 年 3 月末日でサービス提供が終了した「Yahoo!官公庁オークション」に対応する規定であり、これに替わるものも未導入であるため削除する。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
(入札保証金の納付の免除) 第 8 条 市長は、一般競争入札の場合における入札保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納めさせないことができる。 (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 政令第 167 条の 5 第 1 項の規定による必要な資格を有する者が一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) その他特に市長が認めたとき。 (入札保証金に代わる担保) 第 9 条 第 7 条の入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。 (1) 政府の保証のある債券 ...(削除)... ...(削除)... ...(削除)... (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 2 市長は、前項第 2 号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。 3 市長は、第 1 項第 3 号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。 (入札保証保険証券の提出) 第 10 条 市長は、第 8 条第 1 号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。 ...(削除)... (担保の価値) 第 11 条 第 9 条第 1 項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。 (1) 国債、地方債及び政府の保証のある債権 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 8 割に相当する金額 ...(削除)... ...(削除)... (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額 (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額	(入札保証金の納付の免除) 第 8 条 <u>一般競争入札</u>の場合における入札保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納めさせないことができる。 (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 政令第 167 条の 5 第 1 項の規定による必要な資格を有する者が一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 <u>(新設)</u> (入札保証金に代わる担保) 第 9 条 第 7 条の入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。 (1) 政府の保証のある債券 <u>(2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手</u> <u>(3) 市長が確実と認める公社債券</u> <u>(4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形</u> <u>(5)</u> 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 <u>(6)</u> 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 2 市長は、<u>前項第 5 号</u>の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。 3 市長は、<u>第 1 項第 6 号</u>の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。 (入札保証保険証券の提出) 第 10 条 市長は、第 8 条第 1 号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。 <u>(小切手の現金化等)</u> <u>第 11 条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、市長の指定する職員をしてその取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。</u> <u>2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合に準用する。</u> (担保の価値) 第 12 条 第 9 条第 1 項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。 (1) 国債、地方債、政府の保証のある債権、金融債、公社債及び市長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 8 割に相当する金額 <u>(2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額</u> <u>(3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の 1 月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)</u> <u>(4)</u> 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額 <u>(5)</u> 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額	【第 9 条関係】 紙の手形・小切手については、政府が 2026 年までに電子的決済サービス（電子記録債権又はインターネットバンキングによる振込）へ移行するように進めているため削除する。 公社債券については、国が日本国有鉄道及び日本電信電話公社の公社債を定めているものの、東京都、県、高知市等には明記がないので、同様とするように削除する。 【第 11 条関係】 手形・小切手に関する規定の削除について、前述のとおり。 【第 12 条関係】 金融債及び社債は、第 9 条第 1 項で定められていないため削除する。手形・小切手に関する規定の削除については、前述のとおり。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
(入札保証金の還付) <u>第12条</u> 入札保証金は、<u>入札終了後速やかに</u>これを<u>還付するものとする</u>。ただし、落札者に対しては契約を締結した後にこれを<u>還付するものとする</u>。 2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。 (予定価格の決定方法) <u>第13条</u> 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等を基礎として予定するものとし、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等の考慮して適正に定めなければならない。 <u>2 前項の規定により定めた予定価格は、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてこれを定めることができる。</u> (予定価格調書の作成) <u>第14条</u> 市長は、<u>前条の規定により定めた予定価格を記載した予定価格調書(様式第1号)を作成しなければならない。</u> <u>2 予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格を入札前に公表するときは、予定価格調書を封書にしないことができる。</u> <u>...</u>(削除)<u>...</u> (最低制限価格の設定の範囲) <u>第15条</u> <u>政令第167条の10第2項の規定により工事</u>又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる範囲内で定めるものとする。 (1) 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲 (2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合 市長が別に定める範囲 2 前項の最低制限価格は、予定価格調書に併記するものとする。 (入札書) <u>第16条</u> 入札は、入札に付する事項ごとに入札書により行うものとする。ただし、<u>電子入札による場合</u>にあつては、当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によるものとする。 2 入札金額には、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は、記載のないものとみなす。 3 前項の規定は、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約に係る単価について行う入札の入札金額には適用しない。 4 入札書を訂正し、又は文字を挿入したときは、入札者が当該箇所に押印するものとする。ただし、金額の訂正はできないものとする。 <u>...</u>(削除)<u>...</u> (入札の方法) <u>第17条</u> 入札(<u>電子入札による場合</u>を除く。以下この条において同じ。)は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函して行わなければならない。 2 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。	(入札保証金の還付) <u>第13条</u> 入札保証金は<u>入札終了後直ちに</u>これを<u>還付する</u>。ただし、落札者に対しては契約を締結した後にこれを<u>還付する</u>。 2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。 (予定価格の決定方法) <u>第14条</u> 予定価格は一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等を基礎として予定するものとし、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等の考慮して適正に定めなければならない。 <u>(新設)</u> <u>...</u>(削除)<u>...</u> <u>(予定価格調書の作成)</u> <u>第15条</u> 前条により定めた予定価格は、<u>予定価格調書(様式第1号)を作成し、封書にして開札の際これを開札の場所に置くものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、予定価格を入札前に公表するときは、予定価格調書を封書にしないことができる。</u> (最低制限価格の設定の範囲) <u>第16条</u> <u>工事</u>又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる範囲内で定めるものとする。 (1) 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲 (2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合 市長が別に定める範囲 2 前項の最低制限価格は、予定価格調書に併記するものとする。 (入札書) <u>第17条</u> 入札は、入札に付する事項ごとに入札書により行うものとする。ただし、<u>市有財産売却システムによる入札</u>にあつては、当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によるものとする。 2 入札金額には、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は、記載のないものとみなす。 3 前項の規定は、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約に係る単価について行う入札の入札金額には適用しない。 4 入札書を訂正し、又は文字を挿入したときは、入札者が当該箇所に押印するものとする。ただし、金額の訂正はできないものとする。 <u>5 前項本文の規定にかかわらず、市有財産売却システムによる入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の訂正又は文字の挿入はできないものとする。</u> (入札の方法) <u>第18条</u> 入札(<u>市有財産売却システムによる入札</u>を除く。以下この条において同じ。)は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函して行わなければならない。 2 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。	【第13条関係】 即時性は、最も強いものが「直ちに」であり、ついで「すみやかに」、さらに「遅滞なく」の順に弱まっております。「遅滞なく」は正当な又は合理的な理由による遅滞は許容されるものと解されている。財務省では「速やかに」とされており、これにあわせるように見直す。 【第14条関係】 入札書については単価に関する規定(第17条第3項)があるが、予定価格は単価で定める規定がないため新設する。 【第17条関係】 「市有財産売却システムによる入札」は、2021年3月末日でサービス提供が終了した「Yahoo!官公庁オークション」に対応する規定であり、これに替わるものも未導入であることを踏まえ、電子入札に対応した規定とするように見直す。 【第18条関係】 「市有財産売却システムによる入札」は、2021年3月末日でサービス提供が終了した「Yahoo!官公庁オークション」に対応する規定であり、これに替わるものも未導入であることを踏まえ、電子入札に対応した規定とするように見直す。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
3 入札者は、他人の代理を兼ね、代理人は 2 人以上の者の代理を兼ねることはできない。 4 郵便による入札を<u>認めた</u>場合における入札書の郵送については、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名を記載すること。 (2) 前号により封かんした封筒をさらに封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「入札書在中」及び「親展」の文字を記載し、書留として入札日時までに必着させること。 5 <u>市長は、郵送</u>による入札書を受理したときは、その日時を当該封筒の余白に記入し、<u>押印の上、</u>開札時まで封かんのまま保管しなければならない。 <u>第 18 条 電子入札は、入札者が、その利用に供される電子計算機から入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により、所定の入札期間内に送信して行うものとし、本市の利用に供される電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに、本市に到達し、当該電子入札が行われたものとみなす。</u> <u>(削除)</u> (入札の執行取消し又は延期) 第 19 条 市長は、天災その他やむを得ない理由があるとき又は公正な入札を行うことができない事情があると認められるときは、入札の執行を取り消し、又は延期することができる。 (無効入札) 第 20 条 第 2 条及び政令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 (1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。 (2) 入札に際し不正の行為があったとき。 (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について 2 以上の入札をしたとき又はこれらの者がさらに他の者を代理して入札したとき。 (4) 納付すべき入札保証金(入札保証金に代わる担保を含む。)を納付していないとき又はこれが不足しているとき。 (5) 入札書(<u>電子入札による場合の当該</u>入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。<u>以下この条</u>において同じ。)の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。 (6) 入札書の金額を訂正しているとき。 (7) 郵便による<u>入札書が指定する場所及び日時</u>までに到達しなかったとき。 (8) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。 第 3 節 落札者の決定等 (最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合) 第 21 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 234 条第 3 項ただし書の規定により最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を定める必要があると認めるときは、直ちに工事又は製造その他についての請負にかかる専門職員の意見を求め市長が決定するものとする。 (落札者の通知) 第 22 条 市長は、<u>落札者が</u>決定したときは、直ちにその旨を書面又は口頭で当該落札者に通知しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、電子入札による場合にあっては、電磁的方法により落札者が決定した旨を通知するものとする。</u>	3 入札者は、他人の代理を兼ね、代理人は 2 人以上の者の代理を兼ねることはできない。 4 郵便による入札を<u>認められた</u>場合における入札書の郵送については、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名を記載すること。 (2) 前号により封かんした封筒をさらに封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「入札書在中」及び「親展」の文字を記載し、書留として入札日時までに必着させること。 5 <u>郵送</u>による入札書を受理したときは、その日時を当該封筒の余白に記入し、<u>押印のうえ</u>開札時まで封かんのまま保管しなければならない。 <u>第 18 条の 2 市有財産売却システムによる入札は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。)をもって行うものとする。</u> <u>2 前項の規定により電磁的方法をもって行われる入札は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が契約事務担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に当該入札が行われたものとする。</u> (入札の執行取消し又は延期) 第 19 条 市長は、天災その他やむを得ない理由があるとき又は公正な入札を行うことができない事情があると認められるときは、入札の執行を取り消し、又は延期することができる。 (無効入札) 第 20 条 第 2 条及び政令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 (1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。 (2) 入札に際し不正の行為があったとき。 (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について 2 以上の入札をしたとき又はこれらの者がさらに他の者を代理して入札したとき。 (4) 納付すべき入札保証金(入札保証金に代わる担保を含む。)を納付していないとき又はこれが不足しているとき。 (5) 入札書(<u>市有財産売却システムに係る</u>入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。<u>次号</u>において同じ。)の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。 (6) 入札書の金額を訂正しているとき。 (7) 郵便による<u>入札が指定時刻</u>までに到達しなかったとき。 (8) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。 第 3 節 落札者の決定等 (最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合) 第 21 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 234 条第 3 項ただし書の規定により最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を定める必要があると認めるときは、直ちに工事又は製造その他についての請負にかかる専門職員の意見を求め市長が決定するものとする。 (落札者の通知) 第 22 条 市長は<u>落札者が</u>決定したときは、直ちにその旨を書面又は口頭で当該落札者に通知しなければならない。 <u>(新設)</u>	【第 18 条の 2 関係】 「市有財産売却システムによる入札」は、2021 年 3 月末日でサービス提供が終了した「Yahoo!官公庁オークション」に対応する規定であり、これに替わるものも未導入であることを踏まえ、電子入札に対応した規定とするように見直す。 【第 20 条関係】 「市有財産売却システムによる入札」は、2021 年 3 月末日でサービス提供が終了した「Yahoo!官公庁オークション」に対応する規定であり、これに替わるものも未導入であることを踏まえ、電子入札に対応した規定とするように見直す。 【第 22 条関係】 電子入札に対応した規定とするように見直す。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
第 3 章 指名競争入札 (入札参加者の資格等の公示) 第 23 条 市長は、<u>工事</u>若しくは製造の請負、物件の買入れ又はその他の契約について、政令第 167 条の 11 第 2 項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、<u>第 3 条</u>の規定に準じて公示するものとする。 (入札参加者の審査) 第 24 条 第 4 条の規定は、工事若しくは製造の請負、物件の買入れ又はその他の契約について、<u>指名競争入札</u>参加者の資格を定めた場合に準用する。 2 前項の場合において、その資格が一般競争入札の場合と同一である等のため、同項において準用する第 4 条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。 (入札参加の要件) 第 25 条 工事<u>又は</u>製造の請負、物件の買入れその他の指名競争入札に加わろうとする者に必要な要件は、<u>次に掲げる</u>とおりとする。 (1) 第 2 条及び政令第 167 条の 4 第 1 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていない者 (2) 前年度の国税、都道府県税及び市町村税を完納している者 (3) 建設工事にあっては、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による<u>許可を受けた者</u> (4) 引き続き 2 年以上当該業務に従事している者。ただし、前号について市長が相当と認める学識経験を有する技術者に工事を担当させるものにあつては、この限りでない。 2 前項各号に掲げる事項については、当該官公署の証明書を提出しなければならない。ただし、市長が、特に認める事項については、この限りでない。 (特定の目的のために土地等を分譲する契約等の入札の参加資格等) 第 26 条 市長は、特定の目的に使用させるために土地又は建物を分譲する契約等について必要と認めたときは、適宜指名競争入札に参加する者の資格を定めることができる。 2 第 23 条及び第 24 条の規定は、前項の規定により資格を定めた場合に準用する。 (指名基準) 第 27 条 工事<u>又は</u>製造の請負、物件の買入れその他契約について、<u>指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の指名基準</u>は、市長が別に定める。 (入札者の指名) 第 28 条 <u>市長は、指名競争入札に付する</u>ときは、前条の基準により、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。 2 第 26 条第 1 項の規定による指名競争入札に参加する資格を有する者を対象とする指名競争入札については、前項の規定にかかわらず、その全員を指名しなければならない。 3 前 2 項の場合においては、第 6 条第 1 号及び第 3 号から<u>第 11 号</u>までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。 (入札の場合の準用規定) 第 29 条 第 7 条から第 22 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。 第 4 章 随意契約 (随意契約によりことができる場合の種類及び金額) 第 30 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により<u>随意契約によりことができる場合は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えない場合とする</u>。 (1) 工事又は製造の<u>請負</u> 200 万円 (2) 財産の<u>買入れ</u> 150 万円	第 3 章 指名競争入札 (入札参加者の資格等の公示) 第 23 条 市長は<u>工事</u>若しくは製造の請負、物件の買入れ又はその他の契約について、政令第 167 条の 11 第 2 項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは<u>第 3 条</u>の規定に準じて公示するものとする。 (入札参加者の審査) 第 24 条 第 4 条の規定は、工事若しくは製造の請負、物件の買入れ又はその他の契約について<u>指名競争入札</u>参加者の資格を定めた場合に準用する。 2 前項の場合において、その資格が一般競争入札の場合と同一である等のため、同項において準用する第 4 条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。 (入札参加の要件) 第 25 条 工事<u>若しくは</u>製造の請負、物件の買入れ<u>又は</u>その他の指名競争入札に加わろうとする者に必要な要件は、<u>次の</u>とおりとする。 (1) 第 2 条及び政令第 167 条の 4 第 1 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていない者 (2) 前年度の国税、都道府県税及び市町村税を完納している者 (3) 建設工事にあっては、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による<u>登録済の者</u> (4) 引き続き 2 年以上当該業務に従事している者。ただし、前号について市長が相当と認める学識経験を有する技術者に工事を担当させるものにあつては、この限りでない。 2 前項各号に掲げる事項については、当該官公署の証明書を提出しなければならない。ただし、市長が、特に認める事項については、この限りでない。 (特定の目的のために土地等を分譲する契約等の入札の参加資格等) 第 26 条 市長は、特定の目的に使用させるために土地又は建物を分譲する契約等について必要と認めたときは、適宜指名競争入札に参加する者の資格を定めることができる。 2 第 23 条及び第 24 条の規定は、前項の規定により資格を定めた場合に準用する。 (指名基準) 第 27 条 工事<u>若しくは</u>製造の請負、物件の買入れ<u>又は</u>その他契約<u>の場合の指名競争入札に参加する者の指名基準について</u>は、市長が別に定める。 (入札者の指名) 第 28 条 <u>指名競争入札に付する</u>ときは、前条の基準により、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。 2 第 26 条第 1 項の規定による指名競争入札の参加資格を有する者を対象とする指名競争入札については、前項の規定にかかわらず、その全員を指名しなければならない。 3 前 2 項の場合においては、第 6 条第 1 号及び第 3 号から<u>第 9 号</u>までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。 (入札の場合の準用規定) 第 29 条 第 7 条から第 22 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。 第 4 章 随意契約 (随意契約によりことができる金額) 第 30 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、<u>規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額とする</u>。 (1) 工事又は製造の<u>請負契約</u> 200 万円 (2) 財産の<u>買入れ契約</u> 150 万円	

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
(3) 物件の借入れ 80 万円 (4) 財産の売払い 50 万円 (5) 物件の貸付け 30 万円 (6) 各号に掲げるもの以外のもの 100 万円 (予定価格の決定) 第 30 条の 2 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 13 条及び第 14 条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。 (1) 第 31 条第 2 項の規定により見積書を省略することができるとき。 (2) 予定価格が 10 万円を超えない契約をしようとするとき。 (3) 市長が特に必要がないと認めるとき。 (随意契約の内容等の公表) 第 30 条の 3 市長は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、随意契約を締結することを予定している契約について、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 契約の名称及び概要 (2) 契約に関する事務を担当する部局 (3) 契約締結の予定月 2 市長は、前項の規定により公表した契約を締結しようとするときは、あらかじめ同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 契約の相手方の選定基準 (2) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定するときは、申請方法及び決定方法 (3) その他市長が必要と認める事項 3 市長は、第 1 項の規定により公表した契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 契約の名称及び概要 (2) 契約に関する事務を担当した部局 (3) 契約締結日 (4) 契約の相手方の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名) (5) 契約金額 (6) 契約の相手方とした理由 (7) その他市長が必要と認める事項 (見積書の徴取) 第 31 条 市長は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人のみで見積書の徴取で足りるものとする。 (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。 (2) 災害の発生等により、緊急を要するとき。 (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が 2 人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。 (1) 法令等の規定により、その価格が定められているとき。 (2) 官報、新聞、雑誌その他これに類するものを購入するとき。 (3) 国又は他の地方公共団体と契約するとき。 (4) 見積書を徴することが困難又は適当でないと認められるとき。 第 5 章 せり売り	(3) 物件の借入れ契約 80 万円 (4) 財産の売払い契約 50 万円 (5) 物件の貸付契約 30 万円 (6) 各号に掲げる契約以外の契約 100 万円 (予定価格の決定) 第 30 条の 2 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 14 条及び第 15 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。 (1) 第 31 条第 2 項の規定により見積書を省略することができるとき。 (2) 予定価格が 10 万円を超えない契約をしようとするとき。 (3) 市長が特に必要がないと認めるとき。 (随意契約の内容等の公表) 第 30 条の 3 市長は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、随意契約を締結することを予定している契約について、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量 (2) 契約に関する事務を担当する部局 (3) 契約の締結を発注する時期 2 市長は、前項の規定により公表した契約を締結しようとするときは、あらかじめ同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 契約の相手方の選定基準 (2) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定するときは、申請方法及び決定方法 (3) その他市長が必要と認める事項 3 市長は、第 1 項の規定により公表した契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量 (2) 契約に関する事務を担当した部局 (3) 契約を締結した日 (4) 契約の相手方の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名) (5) 契約金額 (6) 契約の相手方とした理由 (7) その他市長が必要と認める事項 (見積書の徴取) 第 31 条 随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人のみで見積書の徴取で足りるものとする。 (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。 (2) 災害の発生等により、緊急を要するとき。 (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が 2 人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。 (1) 法令等の規定により、その価格が定められているとき。 (2) 官報、新聞、雑誌その他これに類するものを購入するとき。 (3) 国又は他の地方公共団体と契約するとき。 (4) 見積書を徴することが困難又は適当でないと認められるとき。 第 5 章 せり売り	

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
(予定価格の決定等) 第 32 条 <u>市長は、せり売り</u>をしようとするときは、あらかじめ<u>第 13 条及び第 14 条</u>の規定に準じて予定価格を定め、<u>予定価格調書を作成し</u>なければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。 2 <u>市長は、予定価格</u>を決定した場合において、公正なせり売りを行うため必要があると認めるときは、当該せり売りの物件にこれを表示しておくことができる。 (せり売りの場合の準用規定) 第 33 条 第 2 条から<u>第 12 条</u>まで及び第 19 条及び第 22 条の規定は、せり売りの場合に準用する。 第 6 章 契約の締結及び履行 (契約書の作成) 第 34 条 市長は、契約の相手方(以下「契約者」という。)を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1) 契約の目的 (2) 契約金額 (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (4) 契約の履行期限及び履行場所 (5) 契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。) (6) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (7) 監督及び検査 (8) 危険負担 (9) 契約不適合責任 (10) 契約に関する紛争の解決方法 (11) 契約によって生ずる権利義務の譲渡の制限 (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (契約書の作成を省略することができる場合) 第 35 条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。 (1) 契約金額が 10 万円に満たないものをするとき。ただし、工事<u>及び製造の請負並びに</u>委託契約を除く。 (2) せり売りに付するとき。 (3) 物品を<u>売り払う</u>場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に市長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。 2 契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。 (契約締結の期間) 第 36 条 落札者は、市長が契約締結の時期を別に指定した場合のほか、落札決定の通知を受けた日から起算して 7 日以内に契約を締結しなければならない。 2 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。 (契約保証金) 第 37 条 契約者の納付すべき契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とし、契約締結の際に納めなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合においては、契約保証金の額は、その都度市長が定める。 (契約保証金の免除) 第 38 条 前条に規定する契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を免除することができる。	(予定価格の決定等) 第 32 条 <u>せり売り</u>をしようとするときは、あらかじめ<u>第 14 条及び第 15 条</u>の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。 2 <u>予定価格</u>を決定した場合において、公正なせり売りを行うため必要があると認めるときは、<u>その決定した予定価格を</u>当該せり売りの物件にこれを表示しておくことができる。 (せり売りの場合の準用規定) 第 33 条 第 2 条から<u>第 13 条</u>まで及び第 19 条及び第 22 条の規定は、せり売りの場合に準用する。 第 6 章 契約の締結及び履行 (契約書の作成) 第 34 条 市長は、契約の相手方(以下「契約者」という。)を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、<u>契約者とともにこれを記名押印し</u>なければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1) 契約の目的 (2) 契約金額 (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (4) 契約の履行期限及び履行場所 (5) 契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。) (6) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (7) 監督及び検査 (8) 危険負担 (9) 契約不適合責任 (10) 契約に関する紛争の解決方法 (11) 契約によって生ずる権利義務の譲渡の制限 (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (契約書の作成を省略することができる場合) 第 35 条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。 (1) 契約金額が 10 万円に満たないものをするとき。ただし、工事、<u>製造の請負及び</u>委託契約を除く。 (2) せり売りに付するとき。 (3) 物品を<u>売払う</u>場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に市長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。 2 契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。 (契約締結の期間) 第 36 条 落札者は、市長が契約締結の時期を別に指定した場合のほか、落札決定の通知を受けた日から起算して 7 日以内に契約を締結しなければならない。 2 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。 (契約保証金) 第 37 条 契約者の納付すべき契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とし、契約締結の際に納めなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合においては、契約保証金の額は、その都度市長が定める。 (契約保証金の免除) 第 38 条 前条に規定する契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を免除することができる。	【第 34 条関係】 現時点で未導入である電子契約にも対応するように、「契約書への記名押印」の旨を削除する。 【第 38 条関係】 第 4 号について、現行の曖昧な表現を、法律で定義された用語に見直す。 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等は、具体的には、日本道路公団、都市整備公団、日本下水道事業団等を指す。 第 6 号について、現行の高知県の例による「請負対象金額」という用語は、「設計金額」を指すもので、設計金額が 500 万円未満であれば契約保証金を免除可能とするものであるが、第 6 号はあくまで契約金額を要件とするものであるため、適切な内容に見直す。また、契約金額 5 万円以下における免除については、極めて少額の随意契約であり、契約書作成省略の範囲内にある契約が多くあるため、契約不履行のおそれがない随意契約まで対象範囲を拡大するよう新設する。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
(1) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるとき、その他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要を認められないとき。 (2) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。 (3) <u>契約者</u>から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。 (4) 政令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国(<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等</u>を含む。)又は地方公共団体との間において過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを<u>全て</u>誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提出されたとき。 <u>(6) 請負対象金額が 500 万円未満の工事又は製造の請負契約であって、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u> <u>(7) 第 30 条第 2 号から第 6 号までに定める種類及び金額の随意契約であって、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u> <u>(8) その他特に市長が認めたとき。</u> (契約保証金に代わる担保等) 第 39 条 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。 (1) 国債、地方債及び第 9 条第 1 項各号に掲げるもの (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下この条において「保証事業会社」という。)の保証 2 <u>第 10 条及び第 11 条</u>の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第 10 条中「第 8 条第 1 号」とあるのは「第 38 条第 2 号」と、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、<u>第 11 条</u>中「第 9 条第 1 項」とあるのは「第 39 条第 1 項第 1 号」と、それぞれ読み替えるものとする。 3 第 1 項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。 (契約保証金の増減) 第 40 条 市長は、既に締結した契約について、契約金額を増減することとなった場合は、その増減の割合に従って契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。)を増減しなければならない。ただし、契約金額の増減が 3 割以内のときは、この限りでない。 (契約保証金の還付) 第 41 条 市長は、契約者が契約の全部を履行したときは、契約保証金を還付しなければならない。ただし、普通財産の売払いに係る契約において納付された契約保証金は、売払代金に充当することができる。 2 第 50 条第 1 項第 5 号の規定に該当し、又は契約者の責めに帰することのできない事由により契約を解除した場合は、契約保証金を還付することができる。 (履行遅滞の場合の違約金)	(1) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるとき、その他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要を認められないとき。 (2) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。 (3) <u>契約の相手方</u>から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。 (4) 政令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国(<u>公団等の政府関係機関</u>を含む。)又は地方公共団体との間において過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを<u>すべて</u>誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提出されたとき。 <u>(6) 契約金が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u> <u>ここで「少額」とは、次のとおり。</u> <u>ア 工事又は製造の請負にあつては、500 万円未満のもの。ただし、請負対象金額が 500 万円以上のものにあつては、この限りでない。</u> <u>イ その他のものにあつては、5 万円以下のもの</u> <u>(新設)</u> <u>(7) その他特に市長が認めたとき。</u> (契約保証金に代わる担保等) 第 39 条 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。 (1) 国債、地方債及び第 9 条第 1 項各号に掲げるもの (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下この条において「保証事業会社」という。)の保証 2 <u>第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに第 10 条から第 12 条までの</u>規定は、契約保証金について準用する。この場合において、<u>第 9 条第 3 項中「又は確実と認める金融機関の保証」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「又は確実と認める金融機関との間」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社との間」と</u>、第 10 条中「第 8 条第 1 号」とあるのは「第 38 条第 2 号」と、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、<u>第 11 条第 1 項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と</u>、<u>第 12 条</u>中「第 9 条第 1 項」とあるのは「第 39 条第 1 項第 1 号」と、それぞれ読み替えるものとする。 3 第 1 項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。 (契約保証金の増減) 第 40 条 市長は、既に締結した契約について、契約金額を増減することとなった場合は、その増減の割合に従って契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。)を増減しなければならない。ただし、契約金額の増減が 3 割以内のときは、この限りでない。 (契約保証金の還付) 第 41 条 市長は、契約者が契約の全部を履行したときは、契約保証金を還付しなければならない。ただし、普通財産の売払いに係る契約において納付された契約保証金は、売払代金に充当することができる。 2 第 50 条第 1 項第 5 号の規定に該当し、又は契約者の責めに帰することのできない事由により契約を解除した場合は、契約保証金を還付することができる。 (履行遅滞の場合の違約金)	【第 39 条関係】 契約保証金については、第 9 条第 2 項及び第 3 項を準用するような規定がないため、これに係る準用規定部分を削除するように見直す。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
第 42 条 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限内に契約の履行をしなかった場合には、当該履行期限の翌日から履行が終わるまでの遅滞日数につき、契約の定めるところにより違約金を徴収する。 2 前項の違約金は、契約代金から出来高部分又は履行済みの部分に対する契約代金相当額を控除した額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。 3 前項の規定による違約金は、契約代金又は契約保証金から控除して徴収する。 4 違約金に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。 (履行期限の延長の承認)	第 42 条 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限内に契約の履行をしなかった場合には、当該履行期限の翌日から履行が終わるまでの遅滞日数につき、契約の定めるところにより違約金を徴収する。 2 前項の違約金は、契約代金から出来高部分又は履行済みの部分に対する契約代金相当額を控除した額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。 3 前項の規定による違約金は、契約代金又は契約保証金から控除して徴収する。 4 違約金に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。 (履行期限の延長の承認)	【第 47 条関係】 部分払をする場合の既済部分又は既納部分の確認について括弧書するように見直す。 地方自治法 第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合において は、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。 2 略
第 43 条 市長は、契約者が履行期限内にその義務を履行できないため、履行期限の延長を求めたときは、事実を審査し、やむを得ないものと認めるときは、これを承認することができる。 (権利義務の譲渡の禁止)	第 43 条 市長は、契約者が履行期限内にその義務を履行できないため、履行期限の延長を求めたときは、事実を審査し、やむを得ないものと認めるときは、これを承認することができる。 (権利義務の譲渡の禁止)	
第 44 条 市長は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない旨を契約者に約定させなければならない。ただし、特別の必要があつて市長の承認を得た場合は、この限りでない。 (履行の届出)	第 44 条 市長は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない旨を契約者に約定させなければならない。ただし、特別の必要があつて市長の承認を得た場合は、この限りでない。 (履行の届出)	
第 45 条 市長は、契約者に工事の完了又は物件の製造、修繕若しくは改造が完了したとき又は物件を納入しようとするときは、工事完成届、納品書等により届け出させなければならない。ただし、必要がないと認めたとき、又はやむを得ないものと認めたときは、口頭により届け出させることができる。 (監督職員の一般的職務)	第 45 条 市長は、契約者に工事の完了又は物件の製造、修繕若しくは改造が完了したとき又は物件を納入しようとするときは、工事完成届、納品書等により届け出させなければならない。ただし、必要がないと認めたとき、又はやむを得ないものと認めたときは、口頭により届け出させることができる。 (監督職員の一般的職務)	
第 46 条 市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、法第 234 条の 2 第 1 項に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、工事、製造 <u>その他の</u> 請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査するものとする。 2 監督職員は、必要があるときは請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。 (検査職員の一般的職務)	第 46 条 市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、法第 234 条の 2 第 1 項に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、工事、製造、 <u>その他</u> の請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査するものとする。 2 監督職員は、必要があるときは請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。 (検査職員の一般的職務)	【第 48 条】 第 47 条の検査を見直すことにより、部分払をする場合の既済部分又は既納部分を確認する検査も検査調書の対象となるため、現行の第 2 項は不要となるため削除する。なお、現行の第 2 項は、既納部分を確認する検査には対応していないが、この見直しにより対応することとなる。
第 47 条 市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、法第 234 条の 2 第 1 項に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、請負契約についての給付の完了の確認 <u>(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を含む。)</u> につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員及び契約者の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認 <u>(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある物件の既納部分の確認を含む。)</u> につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならない。 3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとし、これに要する復旧費は、当該契約者の負担とする。 (検査調書の作成等)	第 47 条 市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、法第 234 条の 2 第 1 項に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員及び契約者の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならない。 3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとし、これに要する復旧費は、当該契約者の負担とする。 (検査調書の作成等)	
第 48 条 検査職員は、前条の検査を完了した <u>とき</u> は、検査調書(様式第 2 号)を作成しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。 <u>...(削除)...</u>	第 48 条 検査職員は、前条の検査を完了した <u>場合において</u> は、検査調書(様式第 2 号)を作成しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。 <u>2 請負契約に係る既済部分に対し、第 54 条の規定により完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、検査職員は前項に規定する検査調書を作成するものとする。</u>	

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
2 契約書の作成を省略した契約に係る検査(第 54 条の規定により給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)にあっては、前項の検査調書の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。 (監督又は検査を委託して行った場合の確認) 第 49 条 政令第 167 条の 15 第 4 項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。 (契約解除) 第 50 条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 契約者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。 (2) 契約履行の着手を遅延したとき、又は契約の履行について、不誠実の行為があると認めたとき。 (3) 建設業法その他法令の定めるところにより、登録の抹消、営業の停止又は登録の取消しを受けたとき。 (4) 契約の履行に際し、市職員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。 (5) 正当な理由により、契約解除の申出があったとき。 (6) 前各号に定めるもののほか、契約者又はその代理人がこの規則及び契約事項に違反したとき。 (7) その他市長が特に認めたとき。 2 前項の規定により契約を解除した場合において、市が損害を受けたときは、契約者にその損害を賠償させるものとする。 3 市長は、契約を解除した場合において、契約の履行部分が検査に合格したもの及び検査済材料に対し、相当と認める金額を交付してこれを引き取ることができる。 (契約解除の通知) 第 51 条 市長は、前条の規定により契約を解除するときは、その旨書面をもって契約者に通知するものとする。 ...(削除)... (契約存立の特例) 第 52 条 契約を締結した後において契約者の資格に欠格があっても、市長が契約解除の手続をしない限りその契約は有効に存立するものとする。 (契約の変更及び履行の一時中止) 第 53 条 市長は、契約の締結後において工事の施行上その他必要があると認めるときは、契約者と協議の上契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。 (部分払) 第 54 条 市長は、請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、物件の買入れその他の契約にあってはその既納部分に対する代価を超える約定をすることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるものにあってはその既済部分に対する代価の全額まで支払うことができる。 2 請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分の代価が契約金額の 10 分の 3 の額に満たない場合においては、前項の部分払は、これを行うことができない。 (公共工事の前金払)	3 契約書の作成を省略した契約に係る検査(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)にあっては、前項の検査調書の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。 (監督又は検査を委託して行った場合の確認) 第 49 条 政令第 167 条の 15 第 4 項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。 (契約解除) 第 50 条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 契約者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。 (2) 契約履行の着手を遅延したとき、又は契約の履行について、不誠実の行為があると認めたとき。 (3) 建設業法その他法令の定めるところにより、登録の抹消、営業の停止又は登録の取消しを受けたとき。 (4) 契約の履行に際し、市職員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。 (5) 正当な理由により、契約解除の申出があったとき。 (6) 前各号に定めるもののほか、契約者又はその代理人がこの規則及び契約事項に違反したとき。 (7) その他市長において特に認めたとき。 2 前項の規定により契約を解除した場合において、市が損害を受けたときは、契約者にその損害を賠償させるものとする。 3 市長は、契約を解除した場合において、契約の履行部分が検査に合格したもの及び検査済材料に対し、相当と認める金額を交付してこれを引き取ることができる。 (契約解除の通知) 第 51 条 市長は、前条の規定により契約を解除するときは、その旨書面をもって契約者に通知するものとする。 2 契約者の所在が不明等のため、前項の規定による通知をすることができないときは、掲示等により公告し、その公告の日から 2 週間を経過した日をもって通知したものとみなす。 (契約存立の特例) 第 52 条 契約を締結した後において契約者の資格に欠格があっても、市長が契約解除の手続をしない限りその契約は有効に存立するものとする。 (契約の変更及び履行の一時中止) 第 53 条 市長は、契約の締結後において工事の施行上その他必要があると認めるときは、契約者と協議の上契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。 (部分払) 第 54 条 市長は、請負及びその他の契約に係る既納部分又は物件の買入その他の契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負及びその他の契約にあっては、その既納部分に対する代価の 10 分の 9、物件の買入契約にあっては、その既納部分に対する代価を超える約定をすることはできない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。 2 請負及びその他の契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分の代価が契約金額の 10 分の 3 の額に満たない場合においては、前項の部分払は、これを行うことができない。 (公共工事の前金払)	【第 51 条関係】 現行の第 2 項の規定は、公示送達をしようとするものであるが、地方自治法第 231 条の 3 の規定により認められるのは、徴収・還付に関する書類に限られており、これ以外は、民法第 98 条の定めによることとなる。自治立法として当該規定を設けるのは適当でないため削除する。 【第 54 条関係】 既済部分と既納部分の用語の使い方が適当でないため見直す。また、既済部分に対する対価全額を支払う契約案件に対応できるように見直す。

○香美市契約規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
第 55 条 政令附則第 7 条の規定による前金払は、契約金額が 50 万円以上の契約で、市長が財政経 理上支障がないと認めたものに限り、土木工事においてはその契約金額の 10 分の 4、委託業務に おいてはその契約金額の 10 分の 3 を超えない範囲で行うことができる。 2 前項の規定に基づき前金払をした契約で次に掲げる要件のすべてに該当するものについて、市長 が必要と認めるときは、その契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えない範囲内において、追加 して前金払を行うことができる。ただし、その合計額は、契約金額の 10 分の 6 に相当する額を超 えてはならないものとする。 (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。 (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係 る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当する ものであること。 第 7 章 雑則 <u>(補則)</u> 第 56 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長が別に</u>定める。	第 55 条 政令附則第 7 条の規定による前金払は、契約金額が 50 万円以上の契約で、市長が財政経 理上支障がないと認めたものに限り、土木工事においてはその契約金額の 10 分の 4、委託業務に おいてはその契約金額の 10 分の 3 を超えない範囲で行うことができる。 2 前項の規定に基づき前金払をした契約で次に掲げる要件のすべてに該当するものについて、市長 が必要と認めるときは、その契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えない範囲内において、追加 して前金払を行うことができる。ただし、その合計額は、契約金額の 10 分の 6 に相当する額を超 えてはならないものとする。 (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。 (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係 る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当する ものであること。 第 7 章 雑則 <u>(その他)</u> 第 56 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長が</u>定める。	

○香美市契約規則新旧対照表

改正後		改正前		備考
様式第1号(第14条関係)		様式第1号(第15条関係)		
予 定 価 格 調 書		予 定 価 格 調 書		
年 月 日		年 月 日		
下記のとおり定める。		下記のとおり定める。		
決 定 者		決 定 者		
契 約 件 名		契 約 件 名		
設 計 金 額		設 計 金 額	(消費税額を含まない。)	
予 定 価 格		予 定 価 格	(消費税額を含まない。)	
最 低 制 限 価 格		最 低 制 限 価 格	(消費税額を含まない。)	
特 記 事 項		参 考	予 算 額	
			そ の 他	
備考 設計金額、予定価格及び最低制限価格の欄には、次の例示を参考に、単価契約又は総価契約の別がわかるようにした上で金額を記載すること。 ...(例) 消費税抜き、総額(消費税込み)、単価(消費税抜き)、月額(消費税抜き)...				

○香美市契約規則新旧対照表

改正後												改正前												備考																
様式第 2 号(第 48 条関係)														様式第 2 号(第 48 条関係)																										
検査調書														市長				検 査 調 査 書																						
市長				契約件名										副市長				工事名及び設計番号		第 号 工 事																				
				年度	年度				検査種別	完成(完了)・既済(既納)部分								年 度	年度		検 査 種 別	完成 出来高																		
副市長				契約年月日	年 月 日				検査回数	回目					総務課長		支所長		契 約 年 月 日		年 月 日		検 査 回 数	回目																
				受注者					立会人										請 負 人				立 会 人																	
				履行期間	年 月 日から				監督(調査)職員						課長				履 行 期 限		監 督 職 員																			
					年 月 日まで				検査年月日	年 月 日				着 手 完 成 年 月 日					年 月 日		検 査 年 月 日	年 月 日																		
				着手年月日	年 月 日				出来高金額	¥					課長補佐				設 計 金 額 ¥		出 来 高 金 額 ¥		()																	
				完成(完了)年月日	年 月 日				出来高歩合	%									請 負 金 額 ¥				出 来 高 歩 合	%																
				設計金額	¥				検査の合否及び意見					係長				検 査 の 方 法 及 び 参 照 し た 書 類		検 査 の 合 否 及 び 意 見																				
				契約金額	¥																																			
				検査の方法及び参照した書類																																				
			係																																					
上記のとおり検査しましたので報告します。 年 月 日 様 検査職員 職氏名																								上記のとおり検査しましたので別紙明細書を添えて提出します。 年 月 日 様 検査職員 職氏名																
備考 この様式は、決裁欄に役職名を記載して使用すること。																																								

改正後	改正前	備考										
(削除)	様式第 2 号の添付書類											
	検 査 明 細 書											
	工事名及び設計番号		第 号 工事									
	区 分	契 約 量		単 位	出 来 高 量		設 計 単 価		出 来 高 金 額		出 来 高 歩 合	備 考
							円		円	%		